

単 独

令和8年度 施行

見積用

八 雲 地 域 水 道 メ ー タ 器 取 替 (4)

参考資料

本資料は、見積額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

北海道八雲町

(E) 甲一 八雲地域水道メータ器取替(4)

1. 場所

- (1) 水道メータ設置場所 落部、入沢、下の湯、栄浜、野田生、山越、浜松、東野、黒岩
(2) 取替対象メータ機種 (別途使用者名簿)

2. 計画の概要

○水道メータの概要

(1) 電子式水道メータ器(新水質基準適合材) 付属品：受信機取付板、表示板、CD管、鞘管固定金具
木捻子一式、封印玉、封印用銅線

(2) 取替数量 総計 189台 内訳(落部)：φ13mm×107台、φ20mm×13台、φ25mm×5台、φ50mm×1台
φ75mm×1台

(野田生)：φ13mm×47台、φ20mm×3台、φ25mm×2台、φ40mm×1台
φ50mm×6台

(黒岩)：φ25mm×3台

(3) 付帯工事

(4) メータ器の引渡場所及び時期 引渡場所：大新浄水場 引渡期日：契約終了後

八雲地域水道メータ器取替仕様書

1. 取替作業を行う際は、受注者証を常に携帯し、提示を求められた場合はこれを提示してください。
また、作業は八雲町役場開庁時間内（8時30分から17時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に実施してください。ただし、使用者の都合により開庁時間外に作業を行う場合は、事前に連絡をしてください。
2. 作業開始前に、必ず取替予定日等を記載したチラシを配布してください。その際、予定日は「契約期間中」などの長期ではなく、苦情防止のため「概ね2週間程度」の具体的な期間を指定してください。
また、店舗等の場合は、作業日時および断水時間について事前に調整し、承諾を得るものとしします。
集合住宅等においては、入居者だけでなく、大家または管理者にも必ず連絡してください。作業完了後は、取外・取付指針を記入したチラシを配布し、作業が完了した旨を使用者に通知してください。
3. 取替作業にあたっては、現場の安全管理に十分配慮してください。作業終了後は速やかに原状回復を行い、後始末の不備に起因する事故や苦情等が発生しないよう、安全確保に努めてください。
4. 集合住宅等に並列設置されているメータ器の取替時は、配線の誤接続がないよう細心の注意を払ってください。また、メータ番号は、奇数を1階、偶数を2階とし、番号が連続するように設置してください。
5. 受信器と発信器（メータボックス）との離隔については、必ず明確に刻印してください。例年、刻印漏れが散見されるため、作業後の確認を徹底してください。
また、報告書への記入にあたっては、「0（ゼロ）」を含め、省略せずに記載してください。未記入の場合、報告漏れとの区別がつかないためです。
6. メータ器の発信部を設置する際は、止水栓とともにまっすぐに設置してください。
また、取替後の漏水事故を防止するため、施工には細心の注意を払ってください。数年後に漏水が発覚する原因として、パッキンへの異物付着が挙げられます。パッキン設置時には、土砂等の付着がないか必ず確認し、付着している場合はきれいに拭き取ってから取り付けてください。

7. 取替完了後は、管末の蛇口から必ず排泥を行ってください。
また、作業後は止水栓の開け忘れがないよう確認を徹底してください。ただし、もともと止水栓が閉まっていた箇所については、作業終了後も元の状態（閉栓）に戻してください。
8. 取替リストには、メータボックスの種類（大：FRP 製、小：鉄蓋コンクリート製）を丸で囲んでください。
あわせて、メータ取替時に周辺を掘削する際、支障となる舗装の有無についても該当箇所に丸を付けてください。
9. 取替後の写真は、以下の2枚を全件デジタルカメラで撮影してください。
 - ① 全景写真：受信器とメータボックスの両方が収まるように撮影。
 - ② 接写写真：受信器のアップ（メータ番号がはっきり判別できるもの）。写真のファイル名には、使用者番号の左から7桁（000-0000）を付してください。
受信器とメータボックスが離れており1枚に収まらない場合は、それぞれ撮影し、ファイル名の末尾にA・B（例：000-0000A、000-0000B）を付けて判別できるようにしてください。データはCDに保存し、竣工時に提出してください。
10. 取外したメータ器は、新たに取付したメータ器の空き箱に入れ、返却書を添えて大新浄水場へ返却してください。なお、返却時には確認を行いますので、監督員の立会を求めてください。
11. 取替時に漏水を発見し修理を行った場合、または銅管を交換した場合は、修理後の写真および請求書を添えて環境水道課へ提出してください。
12. 検針業務の都合上、取替済みのリストは、下記の指定された提出日の12時までに提出してください。なお、リスト提出後は検針期間に入るため、リストの提出から市街地は20日まで、落部・野田生・黒岩は月末までは取替できません。

・ 取替リスト提出日

・ 市街地

6月9日、7月9日、8月6日、9月9日、10月8日、11月9日

・ 落部・野田生・黒岩

5月19日、6月19日、7月16日、8月19日、9月17日、10月19日、11月19日